

(広報資料)

大阪府北部地震で被害を受けた
木造住宅の耐震化を支援します！

平成30年7月18日

京 都 市
都 市 計 画 局

〔担当 建築指導部建築安全推進課〕
電話 222-3613

まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業等 の対象拡大について

京都市では、木造住宅の日常的なリフォーム工事に併せて簡易な耐震改修を行う場合に工事費用の一部を補助する制度「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」等を平成24年度から実施しています。

この度、大阪府北部の地震により被害を受けた木造住宅について、住まいの耐震化を進めようとされる市民の皆様を支援するため、下記のとおり、支援事業等の対象を拡大しますのでお知らせします。

記

1 対象拡大の概要

まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業等は、昭和56年5月31日以前に建築された古い木造住宅が対象ですが、大阪府北部の地震により被害を受けた木造住宅（り災証明書が発行されたもの）に限り、昭和56年6月1日以降に建築された新しい木造住宅にも対象を拡大します。

2 対象拡大を実施する事業

(1) まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業

屋根の軽量化、耐震壁の設置、土台や柱等の修繕、基礎のひび割れの補修などの工事に対して補助金を交付します。

* この補助制度は、耐震性能が向上する工事として、あらかじめメニュー化された工事のみが対象であり、地震被害の復旧工事のすべてが対象となるものではありません。

(2) 木造住宅耐震診断士派遣事業

京都市が耐震診断士を派遣し、木造住宅の耐震診断を無料で実施します。

* ブロック塀の耐震診断は対象となりません。

3 受付開始

平成30年7月23日（月）から受付を開始します。

4 受付・お問合せ先

京（みやこ）安心すまいセンター

所在地 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館 4 階

開館時間 午前9時30分から午後5時まで

* 水曜日，祝日，年末年始を除く

電話 075-744-1631

FAX 075-744-1637



<参考> まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業対象となるメニューと補助限度額

メニューごとに工事費の90%（限度額あり）を補助します。メニューの組み合わせ可（上限60万円）

	在来工法	補助限度額	伝統構法	補助限度額
メニュー	①耐震壁の設置	15万円	⑨土壁の新設	60万円
	②屋根の軽量化	20万円	⑩屋根の軽量化	20万円
	建築物の健全化		建築物の健全化	
	③根継ぎ等による土台又は柱等の劣化，蟻害の修繕	20万円	⑪根継ぎ等による土台又は柱等の劣化，蟻害の修繕	20万円
	④水平方向，垂直方向等の歪みの補正	20万円	⑫水平方向，垂直方向等の歪みの補正	20万円
	⑤基礎のひび割れ等の補修	10万円	⑬礎石等の基礎の補修	20万円
			⑭土壁の修繕	40万円
	⑥屋根構面又は2階床組若しくは小屋組の水平構面の強化	10万円	⑮屋根構面又は2階床組若しくは小屋組の水平構面の強化	10万円
	⑦有筋の基礎の増設	15万円	⑯柱脚部への足固め，根がらみの設置	10万円
	⑧シェルターの設置 *	30万円	⑰シェルターの設置 *	30万円
付帯工事				
⑱外壁等の劣化部分の修繕 ⑲土管の撤去 ⑳防蟻処理				5万円

* 「シェルターの設置」(⑧, ⑰)は、今回の拡大対象ではありません。